

告 示

埼玉県告示第千五百号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会

三 代表者の氏名

柚木 聖児

四 主たる事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市大井二丁目十五番十号

五 定款に記載された目的

この会は、昼間労働等によって保護者が家庭にいないことにより保育が必要とされるふじみ野市内に在住する、または市内の小学校に通う児童に対して、「豊かな質を備えた学童保育」事業の運営により、安全で安心な放課後及び学校休業日の遊びと生活の場を提供するとともに、保護者が安心して働き、子育てできる地域社会の確立に寄与することを目的とする。